

令和 8 年 6 月定例教育委員会会議録

令和 8 年 5 月 2 9 日 定例熊谷市教育委員会を熊谷市立秦小学校体育館内吟子ルームに招集する。

○ 出席者

渋谷 昌美、大石 聡一、小林 敏宏、石井 智章、上松 妃都美

○ 出席事務局

教育次長	高橋 千春
参事兼学校教育課長	中谷 樹
教育総務課長	齋藤 昌宏
社会教育課長	平 雅史
教育総務課保健給食担当副参事	野口 恭久
社会教育課文化財保護・	
市史編さん担当副参事	大井 教寛
教育総務課副課長	増田 彩子
教育総務課主査	宮尾 美和

1 2 時 5 0 分 6 月定例教育委員会開会

教育長から、令和 8 年 6 月定例熊谷市教育委員会の開会の宣言があった。

事務局から、傍聴希望者がいない旨の報告があった。

教育長が、本会議の会議録の署名人に大石委員を指名した。

5 月定例教育委員会の会議録については、出席委員全員の承認を得た。

議案第 2 4 号は、人事等に関する案件のため非公開とし、会議録に載せない旨の発議があり、出席委員全員が賛成し非公開で行われることに決定した。

日程第 1（報告第 6－1 号）寄附申出について

教育総務課長から、熊谷教育の推進のためとして、4 月 1 1 日から 5 月 1 0 日までの間にふるさと納税が 1 件、計 1 万 1 千円の寄附申出をいただいたとの報告があった。

また、学校の教育振興ためとして、市内筑波の株式会社グルーヴインザグルーヴ様から 1 0 万円を、さらに、熊谷市内の子供達教育等充実のためとして、市内銀座の清水信夫様から 1 0 0 万円を、それぞれ寄附申出いただいたとの報告があった。

文化財保護・市史編さん担当副参事から、市史編さん室に、市史編さん事業に活用するためとして、近世（江戸時代）から現代（おおむね昭和時代の戦前まで）の古文書 1, 1 8 3 点を、市内西野の宮本紀子様から寄附申出いただいたとの報告が

あった。

日程第 1（報告第 6－2 号）6 月教育委員会行事予定について

教育総務課長から、今後の予定として、次回 7 月定例教育委員会を 7 月 7 日に市役所 3 階 3 0 3 会議室で開催し、7 月定例教育委員会終了後には、総合教育会議を同会場にて引き続き行う予定であるとの説明があった。

日程第 1（報告第 6－3 号）6 月市議会定例会における教育委員会関連の議案の概要について

教育総務課長から 6 月市議会定例会における教育委員会関連の議案について説明があった。

はじめに、令和 8 年度一般会計補正予算案の歳出について、小学校図書館図書等整備事業は、「秦小学校のため」として、また「熊谷西小学校、籠原小学校、市田小学校及び妻沼小学校の図書購入費のため」として、寄附をいただいたことから、これらの寄附を活用して、それぞれの小学校に図書を整備するもので、寄附金については、昨年度に受け入れていることから、今回の補正予算には歳入として計上していない。

公民館修繕等推進事業は、奈良公民館が農業活性化センターに機能移転したことに伴い、駐車場が不足することから、新たに駐車場を整備するものである。

熊谷学校給食充実事業は、学校給食のために 1 0 万円の寄附金をいただいたことから、この寄附金を活用して、児童・生徒が学校給食で使用する食器、お碗の一部を更新するもので、寄附金については、昨年度に受け入れていることから、今回の補正予算には歳入として計上していない。

次に、専決処分の承認を求めるものについては、令和 7 年度一般会計補正予算で繰越明許費の追加の補正を行うものであるとの説明があった。

小学校 G I G A スクール構想事業は、通信ネットワーク環境改善のための業務委託について、妻沼西小学校において、水漏れが発生したフロアの改善工事が困難になったため翌年度に繰越すものである。

小学校施設整備事業は、玉井小学校プール解体及びトイレ棟改修工事について、トイレブースと照明器具の製造所における制作工程に遅れが生じ、現場搬入が遅れたため繰越すものである。

最後に、工事請負契約の締結について、本議案 3 件は、「熊谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」では、「議会の議決に付さなければならない契約」の一つに「予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事」が定められており、いずれもこれに該当するものであるとの説明があった。

熊谷市立妻沼図書館改修建築工事は、平成 3 年の建築から 3 5 年が経過し、施設

の老朽化が進んでいることに加え、建物のバリアフリー化の促進も望まれることから建物全体の改修建築工事、具体的には、内装、屋上防水、外壁改修工事等を実施するものである。本工事の入札の上限額として設定した予定価格は、設計金額と同額の2億3,617万円、適正な契約の執行を確保するための入札額の最低ラインである最低制限価格は、計算式に基づき算出した2億1,727万6,400円とし、市内の建築業者を対象に一般競争入札を行ったところ、6社が応札し、その結果、1社が最低制限価格を下回り失格、残る5社のうち低価格で入札した株式会社アケボノが税込金額2億2,990万円で落札し、現在仮契約を結んでいる。本議案を議会に提出し、承認いただければ、株式会社アケボノと工事請負の本契約を締結することとなる。

熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事と熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事については、いずれも老朽化が進んだ校舎の長寿命化を図るため、大規模改造事業として、建具、内装、塗装改修工事などを実施するもので、この2件の工事は、同種同内容の工事であることから、市内事業者の受注機会確保のため、先に工事を落札した事業者は次の入札に参加できないとする一抜け方式にて入札を行った。

熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事は、本工事の入札の上限額として設定した予定価格は、設計金額と同額の4億5,980万円、適正な契約の執行を確保するための入札額の最低ラインである最低制限価格は、計算式に基づき算出した4億2,301万6,000円とし、市内の建築業者を対象に一般競争入札を行ったところ、5社が応札し、その結果、1社が最低制限価格を下回り失格となり、残る4社のうち低価格で入札した田部井建設株式会社が税込金額4億2,746万円で落札し、現在仮契約を結んでいる。本議案を議会に提出し、承認いただければ、田部井建設株式会社と工事請負の本契約を締結することとなる。

佐谷田小学校教室棟改修建築工事（2期）は、本工事の入札の上限額として設定した予定価格は、設計金額と同額の1億5,092万円、適正な契約の執行を確保するための入札額の最低ラインである最低制限価格は、計算式に基づき算出した1億3,884万6,400円とし、市内の建築業者を対象に一般競争入札を行ったところ、6社が応札し、その結果、田部井建設は一抜け方式により無効、残る5社のうち低価格で入札した株式会社ケージーエムが税込金額1億5,070万円で落札し、現在仮契約を結んでいる。本議案を議会に提出し、承認いただければ、株式会社ケージーエムと工事請負の本契約を締結することとなる。

（質疑等）

石井委員から、建築資材の高騰を受け、工事を請け負った業者から契約内容等で相談はきていないのかとの質問があり、教育総務課長から、3月市議会の時点では特にそういった相談は無かったが、年々労務単価が上昇していることから、今後事情が変われば金額の変更契約の可能性もあるとの回答があった。

日程第 1（報告第 6－4 号）令和 7 年度研究紀要について

学校教育課長から、令和 7 年度研究紀要について説明があった。

本紀要は、毎年教育研究所が作成しており、令和 7 年度は学力向上、特別支援教育、不登校支援対策に関する 3 つの調査研究をはじめ、教員を対象に実施した各種研修会、委託研究、教育相談活動など、昨年度に実施された調査研究の成果をまとめたものであるとの説明があった。

日程第 1（報告第 6－5 号）令和 7 年度公益財団法人熊谷市文化振興財団の決算について

社会教育課長から、公益財団法人熊谷市文化振興財団の令和 7 年度事業及び決算について、財団の評議会において既に議決済みで、当該事業及び決算は 6 月市議会定例会において、地方自治法に基づき報告し承認を得る予定であるとの説明があった。

日程第 1（報告第 6－6 号）熊谷市小学校非喫食者支援給付金実施要項について

保健給食担当副参事から、熊谷市小学校給食非喫食者支援給付金実施要綱について説明があった。

はじめに、第 1 条 要綱の趣旨については、令和 8 年 4 月から小学校給食費が無償化となったが、給食を喫食する児童の保護者と、重度のアレルギーその他の疾患又は宗教上の配慮が必要である等、やむを得ない理由により恒常的に給食を喫食しない児童である非喫食者の保護者との間における経済的利益の均衡を図るため、給食を食せず、毎日自宅からお弁当を持参している児童の保護者に対し、給付金を支給するものである。

第 3 条の支給対象者は、非喫食者を養育する保護者であり、保護者が給食の全部又は一部を停止することを在籍の小学校に申し出ていること。また、対象児童が生活保護及び就学援助を受けていないこと、これらのすべての要件を満たす者である。

第 5 条の給付金の額は、現在の地域別の給食費をもとに、熊谷・江南地区は、全部停止が月額 5,050 円、一部停止が 3,907 円、大里地区は、全部停止が 5,300 円、一部停止が 4,157 円、妻沼地区は、全部停止が 4,800 円、一部停止が 3,657 円となる。

第 6 条の給付金の支給は、支給対象者から申請をいただき、年度末に支給決定し、翌年度 4 月に一括して支給する。

なお、不登校に対する支援も検討する余地があるが、まずは小学校に登校しているにも関わらず、アレルギーや宗教等でお弁当を持参している児童への支援を最優先として、非喫食者への支援を行う。

(質疑等)

石井委員から、現時点の申請件数について質問があり、保健給食担当副参事から、要綱が5月15日施行のため、まだ申請は1件もないが、6月末までに申請いただくと4月まで遡って給付金が支給され、想定では、アレルギーが7名、宗教上の理由が16名程度の申請を見込んでいるとの回答があった。

日程第2（議案第25号）「熊谷市史編さんについて」に係る熊谷市史編さん委員会への答申について

文化財保護・市史編さん担当副参事から、本議案は、令和8年2月3日付けで、熊谷市教育委員会教育長から熊谷市史編さん委員会委員長あてに、「熊谷市史編さん大綱」における大綱本文、市史編さん刊行計画及び年次計画の一部変更に係る改定について諮問した件について、令和8年2月13日に開催された、熊谷市史編さん委員会令和7年度第2回会議において審議された結果、適当であると認められ、同委員会条例第2条の規定に基づき、令和8年5月11日付けで、同委員会委員長から答申されたものであるとの説明があった。

改定点は大きく3点あり、1点目は大綱本文である。「熊谷市史編さん大綱」（改定案）の「3 市史編さんの基本方針」の(7)で、これまでの市史編さん過程の中で収集・保管してきた資料の活用に関して、市史刊行後、市民の活用に供するための適切な施設を整備することを明記する。

また、「4 市史編さんの基本計画」において、(4) 発刊期間 の終わりの時期を令和14年度から令和19年度へ、5年間延長する。

2点目は刊行計画で、表の中段「調査報告書」について、これまでの市史編さんの成果を活かせるよう、収録内容等を精査した結果、網掛け表示の2冊に関して書籍名の変更を行う。具体的には、これまで「指定文化財」としていた書籍を「熊谷の歴史資料」に、「熊谷市歴史年表」としていた書籍を「熊谷歴史辞典」に変更する。

3点目の年次計画は、大綱制定時の予想を大きく超える質及び量の歴史資料が確認された分野について、調査及び研究に必要な時間をかけるため、刊行年次を繰り下げることにより、市史編さん期間を5年間延長して、令和14年度から令和19年度へ変更する。年次計画の表の中の■が改定前の刊行年であるが、これを●の改定後の刊行年とすることにより、内容の充実とその成果の市民への還元を果たす。またこの延長により、刊行計画にありながら、刊行年次が未定であったNo. 14、16、17、18の4巻の書籍の刊行年次を明記する。

なお、これに係る本大綱の改定は、本日付けを予定している。

(議案は原案どおり可決)

（その他）後援等承認決定した事業一覧について

教育総務課長から、令和8年4月16日から令和8年5月15日までに後援等承認決定した事業が10件あったとの報告があった。

日程第2（議案第24号）非公開

（議案は原案どおり可決）

ほかに報告はなく、教育長の宣言により、令和8年6月定例熊谷市教育委員会を閉会した。

（13時45分 閉会）

署名

教育長 渋谷 昌美

委員 大石 聡一